

平成29年度事業計画書

1 基本方針

平成29年度は法改正（社会福祉法人改革）に伴い、社会福祉法人運営体制が大きく変わります。この度の法改正は極めて一部の社会福祉法人のための社会福祉法人改革といっても過言ではありませんが、同じ法人格を持つ当協議会としても、法改正に遵守し、これまで同様に事業推進に努めてまいります。

従来から指標としております「安心して生活できる町づくり」は、ニーズの多様化により、これまで以上に地域住民のご理解、ご協力は不可欠なものとなっております。

当協議会においても少しでも指標に近づけるべく、独自事業のほか国、道、市町村、北海道社会福祉協議会（道社協）並びに地域福祉推進事業団体等と連携を図り、従来からの事業継続、新規事業の受託等により事業を行って参りましたが、日々変動するニーズに対応が追いつかず新たな課題も残っていることから平成30年度施行されます労働法改正の整備等と併せて社協事業全体の評価、見直しを図りながら平成29年度事業を推進してまいります。

法人運営事業は、従来どおり理事会、評議員会、監査等の実施に加え、理事、職員で構成しております委員会（事業運営・予算・福祉資金貸付・虐待防止・倫理等）も平成28年度から少しずつ動き始めております。4月1日からの社会福祉法人改革の支柱であります評議員会の役割が諮問機関から議決機関に変わることで、これまで理事会承認の上で選出しておりました評議員は、外部委員、監事、事務局職員等から構成されます評議員選任・解任委員会で協議、承認後に正式に委嘱される等、今回の社会福祉法人改革により当協議会の定款を全文変更しております。

平成29年4月から浦河町において施行されます地域支援事業（市町村窓口）は、現在要支援認定を受けている訪問介護、通所介護利用している高齢者が対象となります。

町受託事業は、従来からの高齢者生活支援等サービスを継続してまいります。少しずつ利用者からのニーズも変わってきていることから、町との定期的な協議を行いながら、見直しを図っていきます。社協単独事業であります高齢者電話サービス事業は、利用者増員に向けて自治会、自治会福祉部、民生委員の皆様にご協力をいただき、継続していきます。

ボランティア活動の推進におきましては、ボランティアセンターが主管機能として、地域住民（個人・団体）が自主・自立の姿勢で地域の様々なニーズで実践活動できるよう関連団体との連携、協力を図り事業展開してまいります。ボランティア実践者も地域支援事業の担い手として地域で活躍できる機会を増やすことで、ボランティア活

動への理解、会員加入促進に繋げられるよう協力してまいります。

日常生活自立支援事業は、従来から特に利用者が多い町として事業を継続して参りましたが、受託先の道社協運営問題により、受託における助成金の中止等、今後の事業推進に大きな支障となっております。職員人件費不足分等の問題を解消すべき、関係機関と協議を継続し、利用者、家族等の不安解消に努めます。

また、この事業を利用できない方のために成年後見制度や生活困窮者制度（市町村事業）等の早期整備を要望し、5年目を迎えるわかもの就労支援事業は、生活困窮者支援、生活保護世帯支援等も念頭に置いて事業展開してまいります。

事務局として各団体支援の継続、その他の事業として、赤い羽根共同募金運動の参画・協賛、各種福祉資金の貸付事業、リサイクル事業等はこれまで同様に継続して参ります。

2 事業計画

(1) 法人運営事業

1. 会議の開催

① 理事会

法人役員として定款に定めるところにより、職務を執行する組織であり、必要に応じて理事会を開催。

理事・職員で下記の委員会を構成し必要時に開催する。

1)事業運営委員会 **2)予算委員会**

3)虐待防止委員会 **4)倫理委員会**

5)生活福祉資金貸付委員会

② 監査

理事の職務執行を監査するほか、法人の事業運営及び財産状況等を定期的に監査する。決算監査のほか、3箇月に1回以上（四半期ごと）定例監査を実施する。

③ 評議員会

法人運営業務、財産管理状況をのほか、下記の事項についての議決機関とし、必要な場合に評議員会を開催する。

1)理事及び監事の選任又は解任 **2)理事及び監事の報酬額等**

3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準

4)予算及び事業計画書の承認 **5)計算書類（貸借対照表及び収支計算書等）及び事業報告書の承認**

6)予算外の新たな義務又は権利の放棄 **7)定款変更**

8)残余財産の処分 **9)基本財産の処分** **10)社会福祉充実計画の承認**

11)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められる事項

④ 評議員選任・解任委員会

評議員の選任・解任について定款に基づき必要時に開催する。

⑤ 職員会議

事務局、事業所毎に定期的又は必要に応じて開催。

2. 研修計画の策定

年度毎に研修計画の策定し、各種研修会への参加及び職場内研修を実施する。

3. 社会福祉法人社会（地域）貢献事業の実施

法人役職員・評議員全体で事業を実施する。

(2) 要援護世帯の把握と各関係機関、団体との連携

① 要援護者（各種サービス利用者）世帯表の作成

独居老人世帯、老人夫婦世帯、要援護世帯等の世帯表を整備する。

各種サービス利用者所在地マップを作成し、緊急、災害時及び情報提供等に活用。緊急時、災害時を想定した避難訓練の実施。

※土・日・祝祭日及び早朝夜間等、社協事務局不在時等は転送電話による連絡体制とする。

② 各関係機関、団体との連携

在宅福祉サービスの提供機関として、医療・保健・福祉の総合的なサービスの連携、強化を図るとともに、民生委員、自治会、各種団体とのネットワークの構築、地域の福祉ニーズ早期発見に繋げる。

(3) 地域福祉ネットワークづくり

① 自治会福祉部の設置

地域福祉活動の共同組織として、自治会福祉部設置を推進する。

② 小地域ネットワーク活動推進会議の開催

自治会福祉部地域福祉会議開催、必要に応じて随時情報提供する。

(4) 地域・在宅福祉情報の提供

ホームページ（定期更新）、広報誌（年1回程度）等で情報提供を行う。

(5) 心配ごと相談事業の実施

社協役職員・民生児童委員、自治会福祉部等及び各関係機関との連携を図り、相談業務を行う。

(6) 介護保険サービス事業等の実施

① 訪問介護事業

365日実施（但し土・日・年末年始は訪問時間を限定。）

（通常対応）AM8:00~PM6:00

（早朝・夜間対応）AM6:00~AM8:00・PM6:00~PM11:00

※緊急時は24時間対応体制とする。

②通所介護

月曜日～土曜日・祝祭日の実施とする。(但し年末年始を除く。)

AM8:30~PM5:00 (デイサービス利用時間 AM9:30~PM3:30)

③訪問入浴介護事業

月曜日～金曜日・祝祭日の実施とする。(但し年末年始を除く。)

業務区域～浦河町、新ひだか町三石

AM8:30~PM5:00 (訪問入浴利用時間 AM9:00~PM3:00)

④居宅介護支援事業

要介護者が在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を踏まえて、利用するサービス計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整を行う。介護保険施設入所が必要な場合は関連施設への紹介等を行う。

月曜日～金曜日実施 (但し年末年始を除く。) AM8:30~PM5:00

(7) 地域支援事業 (市町村事業) の実施

新しい総合事業が平成29年4月1日より実施されます。

当協議会では訪問介護事業及び予通所介護事業を利用している要支援認定者 (平成29年3月末現在) が総合事業の対象として移行します。

①訪問介護事業

②通所介護

基本的にサービス提供に変更はなく、実施内容も介護保険サービスと同様に考えております。

(8) 障がい福祉サービス(居宅)事業の実施

(居宅介護・重度訪問介護)

町内で唯一の実施機関としてサービス提供して参りましたが、平成29年度は新たに事業者が増える予定としており、相互の協力の下で事業を進めていく。

内容は介護保険事業内容と同様

365日実施 (但し、土・日・年末年始は訪問時間を制限。)

(通常対応) AM8:00~PM6:00

(早朝・夜間対応) AM6:00~AM8:00・PM6:00~PM11:00

※標記以外は緊急時対応とし、24時間対応体制とする。

(9) 高齢者生活支援等サービス事業の実施 (受託事業)

日常生活において支援を要する高齢者を対象に、身体状況、生活環境等を考慮して必要なサービスを提供いたします。

ア 配食サービス (給食サービス)

食事調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養バランス

の取れた食事を提供するとともに、ボランティア・職員等が当該利用者に直接届けることにより健康状況及び安否確認を行う。(週2回実施する。)

イ 通院・外出等支援サービス(移送サービス)

平成28年4月より下記のとおり実施。今年度も継続する。

月～土曜日までの送迎を実施(但し、祝祭日・年末年始は除く。)

ウ 軽度生活支援サービス(ホームヘルプサービス)

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、ひとり暮らし高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに要介護状態への進行を防止する。

但し、利用については週1回1時間程度とし、必要以上に過剰なサービス提供は行わない。(今後の地域支援事業と関連しての実施としたい。)

エ 電話サービス事業

①緊急通報システム

緊急通報システム設置している高齢者に、ボランティアが電話で安否確認を兼ねて様子伺いの声かけを実施。(月曜日・火曜日)

②高齢者電話サービス事業

緊急通報システム設置以外の高齢者・障がい者等に電話サービス同様ボランティアが電話にて安否確認を行う。

緊急事態の早期発見、孤独死の防止等を主な目的とし、概ね75歳以上の独居老人並びに障がい者に利用していただくよう周知を図る。

(10) 地域福祉の拠点づくり

浦河町社会福社会館の管理

社協、地域福祉団体、ボランティア団体等の地域福祉活動の拠点として、浦河町社会福社会館の管理を行う。

(11) ボランティア活動等の推進

①ボランティアセンターの運営

ボランティアコーディネーターを配置し、以下の業務を行います。

- ・日常的センター運営(窓口対応・連絡調整・エコマネーの管理等・通年業務)
- ・ボランティア交流事業の実施(清掃活動を通じた登録ボランティア相互の交流)
- ・ふれあいお食事会の開催(地域拠点を活用した独居高齢者対象のお食事会)
- ・その他必要に応じて随時対応

②各種研修の実施及び参加

各種研修を通して、ボランティア活動等実践者の天逝資質向上を図ります。

- ・研修等の参加(ボランティア愛ランド・管内ボラネット事業等)
- ・研修等の開催(登録ボランティアの発掘・養成を目的に実施)

③ボランティア活動の推進・啓発

下記を通して、ボランティア活動等の推進・啓発を図ります。

- ・情報の提供及び発信（必要な情報提供及び住民一般に対する情報発信）
- ・ボランティア団体等の側面的支援（会館利用・その他必要な支援）
- ・福祉教育の推進（学校における福祉分野の学習支援等）
- ・うらこれ事業の連携、推進（町が推進するうらこれ事業への協力等）

(12) 住民参加型在宅福祉サービスの推進

高齢者生活支援団体「ポエム」の支援継続

日常生活において支援を要する高齢者等を対象に、在宅で自立した生活を可能にするため、生活支援団体「ポエム」の運営等について支援を行う。

(13) 託老事業「愛の会」の支援

浦河町老人と共に歩む会が実施する託老事業「愛の会」の運営等に支援する。

（会館利用管理・車両運行業務等）

- ・実施回数 月1回（第3土曜日）
- ・対象者 町内で暮らす認知症や障害者並びに閉じこもりがち等が理由で交流機会が少ない概ね75歳以上の高齢者

(14) 地域・在宅福祉サービスを担うマンパワー育成の協力・支援

地域・在宅福祉サービスに係わるマンパワーの育成

従来同様、日高地域人材開発センター及び浦河高校（総合学科）等への関係職員の派遣、現場実習受け入れ等、必要に応じて地域のマンパワー育成の協力、支援する。

福祉、医療に携わる人材の確保を関係機関と調整するとともに、当協議会としても何らかの手段を検討したい。（例えば資格取得等に関する費用の一部負担等）

(15) 日常生活自立支援事業の実施

日常生活自立支援事業の継続は必要不可欠ではあるが、委託費の大幅な削減から単独事業としての継続は難しく、成年後見制度、生活困窮者支援事業等を踏まえた事業とするために浦河町、関係機関と調整を図る。

(16) わかもの就労支援事業の実施

現状を継続しつつ、生活困窮者支援や生活保護世帯支援等と併せて事業を進めていく。

(17) ホームページの有効活用

ホームページ開設以来し、当協議会事業等の情報提供を行う。要望があれば、町民活動等も紹介していきたいと考えている。

浦河町社会福祉協議会 <http://www.shakyo.or.jp/hp/148/>

(18) 自立と社会参加活動の推進

住民組織の福祉団体に対する事業支援・援助活動を行う。

※当協議会が事務局として支援している団体

老人クラブ連合会・老人と共に歩む会・身体障害者福祉協会・北海道共同募金会浦河町共同募金委員会等

(19) その他の事業

- ①赤い羽根共同募金運動への参画、協賛
- ②生活福祉資金貸付事業
- ③母子・寡婦福祉資金貸付事業
- ④浦河町母子（父子）等福祉資金貸付事業
- ⑤日常生活用具（福祉機器）の無料貸出し
- ⑥リサイクル事業（プルタブ・古切手等）